

保育制度改革に関する意見書

今日の保育の現状は、少子化の進行や核家族の増加、就業形態の多様化などとともに、都市間格差や所得格差が重複し、家庭や地域における子育て環境は厳しさを増すばかりである。

このような状況の中で、これまで保育サービス提供事業所は、子ども一人ひとりの心身の健全な成長発達を支え、そのことによって保護者の就労・病気・介護・育児不安（負担）等、子育て家庭の支援に取り組んできている。

ところが、地方分権改革推進委員会、規制改革会議等では、現行保育制度改革について、市場原理に基づく入所要件の緩和などの議論が行われている。

その内容は、保育所設置基準のハードルを下げて営利事業所等の新規参入を容易にし、経済効率性を優先させるという、あたかも「保育の商品化」のようであり、このような改革論議は決して看過できない。

保育所をめぐるのは、特に大都市圏では待機児童の解消が大きな問題となっている一方、宮崎県をはじめとする多くの地方の市町村では、少子化の影響で定員割れが進むなど、大都市と地方ではその抱える課題が大きく異なっており、国の目指す改革がこのまま実施されれば、所得による保育格差や価格（保育料）競争による保育水準の低下、さらには預かる子どもの選別など、結果として子どもが育つ環境の劣悪化に繋がるのが危惧される。

よって、国におかれては、保育制度改革の議論は子どもの立場に立ち、地方の実情をしっかりと踏まえて行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月18日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	麻生太郎様
厚生労働大臣	舛添要一様